

北 本 市 教 育 委 員 会 令和元年第2回臨時会会議録						
1 日 時	令和元年6月18日（火） 午前8時30分から9時13分まで					
2 場 所	教育長室					
3 教育長の氏名	清水 隆					
4 出席した委員の氏名	一	議長 大保木道子	二	委員 金井 裕	三	委員 安田美詠子
	四	委員	五	委員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	鈴木義信					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、桜井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 北本市教育委員会第2回臨時会を開会する。 なお、会議開催に際して、鈴木委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会5月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、議案が1件である。なお、本日の教委議案第30号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。					
(1) 教委議案第30号「令和元年第2回北	清水教育長： それでは、教委議案第30号「令和元年第2回北本市議会定例会の一般質問について」、原口教育部長より、説明をお願いする。					

本市議会定例
会の一般質問
について」

原口教育部長： （教委議案第30号の説明）

清水教育長： 教委議案第30号について、質疑はあるか。

大保木委員： 2番の高橋伸治議員の件名1の要旨（1）「学校教育の改革について」、当該質問の趣旨を伺う。

坂口学校教育課長： 答弁骨子に記載するとおり、千代田区立麴町中学校長が著者となる本が話題となっている中で、この本の内容をどう評価するか、また、本市の学校教育において、どう活かしていくのかを教育長に問うものとなる。

様々な改革による成功事例などを踏まえ、評価すべきところも多くあるが、それを本市に置き換えた場合、全てを取り入れられるものではない旨も答弁する予定である。

大保木委員： 各自治体や学校の環境も異なり、問題や課題も様々である。個々の問題・課題に対し、良い方向へ舵取りしていくため改革するものであり、麴町中学校長の考え方や手法が、必ずしもベストであるとは言い切れない。

学校における教育改革は、その学校の子供達の様子や状況をよく見て、整理し、考えていくものであることを、答弁に含めてほしい。

坂口学校教育課長： 了解した。

金井委員： 麴町中学校長の手法に関し、単純に本市で取り組めるものを探っていくような方法となると、本筋とは異なる方向に進むことが想定され、麴町中学校では適する取組も、本市では適さないものになることが考えられる。

全体的な枠組や物事の本質をよく見極めた上で、本市の状況にマッチするものを取り入れるよう、研究を重ねてほしい。

清水教育長： 貴重な助言に感謝する。

大保木委員： 3番の保角美代議員の件名1の要旨（2）「3 子どもの命・学びの権利を守る「教育改革市民会議」（仮称）の設置について」、現段階における設置・開催の具体的なイメージを伺う。

櫻井教育総務課長： 具体的には未だ何も決まっていない。地教行法により、設置と具体的な協議事項が定められている「総合教育会議」の存在があるが、答弁骨子に記載のとおり、この「総合教育会議」とは別なものとして、設置を検討していくものとなる。

原口教育部長： 市長公約に掲げる会議となるが、具体的なことは未だ整理されていない。現段階で想定されることを纏め、市長が答弁するものである。

大保木委員： 会議名称や表題からは、教育委員会の枠組みを超えるようにも感じ取れ、イメージが湧きづらい印象である。

金井委員： デーノタメ遺跡に関する質問が幾つかあり、各々の答弁骨子の内容については了解した。区画整理との兼ね合いもあり、当該遺跡の取り扱いに関して色々と議論してきたが、今回、市長が代わったことで、教育委員会のスタンスも代わるものか、今一度確認したい。

原口教育部長： 市の方針は未だ決定していないが、市長が代わっても、教育委員会のスタンスとしては、当該遺跡が貴重であること、そして、可能な限り当該遺跡を守れるような方向性を望むスタンスであることに変わりはない。

金井委員： 区画整理に関する課題の部分が、教育委員会に課せられるものか否かを確認する。

原口教育部長： 区画整理事業に関しては、教育委員会の権限に属するものでないため、市長部局で調整していくこととなる。

金井委員： 区画整理と遺跡の保存に関し、同じスピード感で手続や物事が進んでいくものとなるか。

原口教育部長： 遺跡の国指定を目指す方向となると、都市計画は抜本的な見直しが必要となり、土地の買収や地権者の同意を得ていく上で、予算面や年月を費やすことが課題となる。

金井委員： 教育委員会のスタンスが変わらぬことを確認した。今後の進捗状況に関し、随時の情報提供をお願いする。

久保田委員： 他部署と連携を図りながら、良い方向に進むようお願いする。

金井委員： 4番の今関公美議員の件名2の要旨(2)「学力向上支援員及び学校図書館指導員の充実について」の答弁骨子について、例えての質問・意見となるが、人材確保の観点からも、図書館指定管理業者への委託事業として、学校図書館指導員を派遣することが可能であれば、そうした方向にシフトするのも一つの方策として考えられる。

原口教育部長： 現在の学校図書館指導員は非常勤職となるが、今後は会計年度任用職員制度が始まることから、任用形態・勤務条件等も変化していくことが想定されるため、委託が可能であるか、また、有効な方策となるか研究・検討する。

大保木委員： 仮に、勤務日数・時間の増加を図るとしても、各学校において、指導員の活用状況も異なることから、勤務状況や業務内容等をしっかりと整理した上で、慎重に判断する方がよいと思われる。

安田委員： 児童生徒が学校図書館を利用するに際し、指導員が居ないことで、何か制限等がかかるものか。

原口教育部長： 図書館を施錠しているため、指導員が不在の場合において、担任教諭等が鍵を開けることとなるが、制限と言うほどのレベルではない。

安田委員： 指導員の業務内容について確認する。

原口教育部長： 図書館のレイアウト調整や図書の選書・発注・分類・廃棄などを行うものとなる。指導員の配置がない場合、その業務を司書教諭等が一手に担うこととなるため、常勤ではなくとも、当該指導員の存在は貴重と考えられる。

清水教育長： 各校の状況に応じた勤務日数・人員数に伴う予算措置により、人員配置することが理想的と考えている。

安田委員： 同じく、今関公美議員の件名3の要旨（1）「4 「子どもの本のまちづくり」の推進について」の答弁骨子について、中央図書館と学校図書館とのネットワークを通じた連携に際し、予算面の課題に関する説明を受けたが、その費用はどの位になるものか伺う。

原口教育部長： 概算で、3,000万円から5,000万円位の経費を要する。経費の主なものとして、パソコンやバーコードリーダーといった機器の調達・設定費用等が見込まれるものとなる。

大保木委員： これまでも、学校図書館に置いていない図書について、中央図書館に照会をかけるサービスは行っていた。このネットワークによる連携は、端末を使って子供達が直接照会をかけるイメージとなるが、先ほどの経費額の概算を聞いた場合、そこまでの費用対効果が得られるものか疑問である。

久保田委員： 先ほどの学校図書館指導員の配置等の拡充により、当該指導員が連携の役割を担うのであれば、それで足りるものとも思われる。

平井生涯学習課長： 補足として、ネットワークシステムの導入により、図書検索のスピード化が図れることが期待できる。

安田委員： 学校において、中央図書館へ照会をかける頻度はどの位となるものか。

原口教育部長： 例えば、調べ学習等に際し、学校の図書では足りない部分を補うため照会することから、年間を通じての利用頻度としては、然程多いものではない。

久保田委員： 中央図書館と学校図書館のネットワーク連携に拘らず、自宅のパソコンから検索できるシステムを構築するものとして、機器調達費用を抑えられるのであれば、そうした方法も効率的かつ効果的と考えられる。

大保木委員： 8番の渡邊良太議員の件名1「学校でのいじめについて」の答弁骨子の中で、各小中学校でいじめを認知している旨記載しているが、全校で認知している状況となるものか確認する。

坂口学校教育課長： 文科省において、些細な「ひやかし」、「からかい」、「ちょっとかい」などについても、全ていじめと認知するよう指導があり、それに基づくと、全校で認知している状況となる。

大保木委員： 文科省が示すいじめの認知の定義・詳細について、答弁の中でも述べてほしい。

坂口学校教育課長： 了解した。定義・詳細を含めての答弁とする。

久保田委員： 3番の保角美代議員の件名4「小学校のトイレの洋式化について」、教育上の観点から、和式トイレを残すことを望むケースもあると聞くが、本市では、完全な洋式化を今後目指すものか確認する。

櫻井教育総務課長： 校舎の大規模改修に合わせて、トイレの改修も行ったが、洋式器と和式器の設置比率に関し、学校と協議の上、現在の設置比率となるものである。児童生徒の個々の事情等から、和式器を望む場合もあるため、今後も洋式化に際しては、学校と調整を図りながら行うことで考えている。

	— 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第30号については、可決する。
6 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第2回臨時会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和元年 6 月 27 日 教 育 長 清水 隆 署名委員 大保 木道子 書 記 山本 一真